

日本年金機構運営評議会（第 42 回）議事要旨

1. 開催日時 令和 2 年 10 月 5 日（月）14 時 00 分～16 時 00 分
2. 場 所 日本年金機構本部多目的ホール、新宿年金事務所、
仙台東年金事務所（テレビ会議）
3. 出席委員 菊池座長、池田委員、和泉委員、植西委員、佐保委員、嵩委員、
長瀬委員、西沢委員、古川委員、牧嶋委員、真屋委員
4. 議題
 - ① 令和元年度業務実績の評価結果
 - ② その他
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

〔議題①〕

令和元年度業務実績の評価結果

- C、D 評価がなくなったということはとてもよかったと思う。

国民年金の産前産後期間の保険料免除について、これは提案だが、保険料の意味や価値を伝えるため、この免除制度は国民年金保険料に 100 円上乘せされていることにより支えられているということを周知内容に取り入れたらどうか。また、この制度は母子手帳交付時などどのようなタイミングで、市区町村窓口において周知されているのか。

「分かりやすい情報提供」の観点から、マクロ経済スライドの説明について、より具体的な記述ができないかも検討してほしい。

また、これは政府全体の話かと思うが、行政手続における押印省略について、機構においても今後は押印ではなく署名に移行するののかについて教えて欲しい。

- 産前産後期間の保険料免除の周知については、厚生労働省の担当部局を通じて、母子手帳交付時に実施していただくよう市町村へ依頼しており、併せて産婦人科関係の団体を通じて産婦人科などでも周知いただけるよう依頼している。今後も産前産後期間の保険料免除の周知について継続するとともに、ご提案いただいた件については、どのような形で周知内容に取り入れることができるのか検討してまいりたい。
- 産前産後期間の保険料免除の周知に関しては、対応を検討したい。

マクロ経済スライドについては、「知っておきたい年金のはなし」や機構ホームページで詳しく説明しているが、マクロ経済スライドに限らず、制度をより分かりやすく伝えるための努力を継続したい。

押印省略については、政府で検討が進められている状況。原則として機構の業務は押印を廃止する方向で検討されていると承知しているが、現在まだお答えできる状況ではない。

- 「大幅」「概ね」「やや」という厚生労働大臣の評価の基準となる数値があるのか。仮に数値目標で表せない場合、どのように評価されるのか。

また、社会保険料を滞納している事業所に雇用されている被保険者が健康保険を利用できるのか、エルダー職員とはどのような職員なのかについても教えてほしい。

- 評価基準については、厚生労働大臣の評価基準であり、機構が決めていることではないことをご理解いただきたい。その上で、数値目標について申し上げますと、基幹業務系については、基本的に明確な数値目標がある一方で、内部管理系については、数値目標がないものが多くあり、一概には言えない。

- 各項目の評価については、数値目標の有無にかかわらず、社会保障審議会年金事業管理部会の委員による過去の実績を踏まえた意見や議論を基に厚生労働大臣が最終的に決定されたものである。私共としては、年金制度において求められたものをきちんと実現していくことが任務であり、それに向けて努力をしていきたい。

次に、社会保険料を滞納している事業所に雇用されている被保険者であっても、その被保険者の年金・健康保険の給付は行われることとなっている。エルダー職員とは、60歳で定年を迎えた職員を65歳まで雇用延長された職員であり、業務内容及び処遇は多様である。

- 民間でも評価基準の区分けは難しく、自社ではS評価は基本使用せずに、A評価は◎、B評価は○、C評価は△、D評価は×としている。機構もH29、H30、元年度と頑張ってきているので、続けていけば変わってS評価もついていくのではないかな。

- C、D評価がなくなったことは感慨深いし、これまで評価が良かった項目も下がっていないことは、基幹業務をおろそかにしてこなかったことによるものと思う。

業務プロセスの改善について、機構内には他組織にはない制約があるのは理解しているが、内閣府が会議でタブレットを用いてオンラインで開催しているように、オンライン化を進めることで職員の負荷も減り、職員が働きやすい環境になると思う。個人情報と関係のない業務はもっと効率化できると思う。

- 個人情報をインターネット環境に載せられないという課題があるものの、マイナンバーカードなどの環境が整備される中で紙を無くす等といった電子化による効率化を図ることは極めて重要な課題と認識している。一方で、電子化による効率化に当たっては地域共生社会における機構の役割と合わせて、どのような環境を作っていくかが課題であり、次回の会議で方向性を説明申し上げたい。
- 国民年金保険料納付率の向上や厚生年金保険の適用促進の実績を着実に積み上げられていることについては、被保険者として頼もしく思う。今後またゆまぬ取組の推進をお願いしたい。

新型コロナウイルス感染症に伴う厚生年金保険料等の納付猶予特例や特例改定は、帳簿等の書類や本人の同意書の提出を求めているか。また、厚生年金保険等の納付猶予特例を受けている事業所について、猶予分と当該期間分の両方の保険料を確実に納付してもらえような対策を準備しているか。併せて、新型コロナウイルス対応に必要な人員体制の確保をお願いしたい。
- 厚生年金保険料等の納付猶予特例については、証明が難しい場合は申告ベースで対応している。特例随時改定は、被保険者の権利に関わるため事業所には本人の同意書をとっていただいているが、機構への提出は求めているない。
- 厚生年金保険等の納付猶予特例を受けている事業所について、最初の猶予期限が到来する来年2月以降は、換価の猶予などの既存の猶予制度の利用等について丁寧に説明すること、各事業所の状況を確認し、資金繰りに合わせた納付計画を考えていくことを現場に指導している。
- 高齢者や障害者でも理解できるよう、引き続きチャットボット活用やホームページの改修等の改善を図ってほしい。例えば、障害基礎年金の受給時でも国民年金保険料を追納できるという細かな情報が適切に提供されると選択肢が広がるのではないかと思う。また、国民年金

保険料の納付率について、沖縄県が他県と比べて納付率が低い理由と、沖縄プロジェクトで効果的だった対策を教えてください。

- ご意見を踏まえ、法定免除分の追納制度についても具体的に分かりやすくお示しできるようホームページ等の改善をしてまいりたい。
- 沖縄県の納付率が低い要因は、若年層の納付率が低いこと、沖縄県の年金制度が始まったのが沖縄返還時の昭和 47 年であり、他県より約 10 年遅れて開始されたことにあると考えている。国民年金被保険者数万人を対象としたプロジェクトであるため、人員を増員し、行動管理を徹底したことにより、多くの接触機会あるいは勧奨機会を増やしたことが効果的であったと考えている。新型コロナウイルスの影響もあるが、これまでの取組みに一定の成果も出ているので、続けていきたい。
- 障害年金の事務処理の改善として、障害者の声を反映して診断書の作成期間を延長したことや、複数の認定医が審査に関与する仕組みを導入したことが評価されており良かったと思う。
高齢者一人世帯又は高齢者のみの世帯等、世帯が小さくなっていく中で、分かりやすい情報提供は、重要度が増すことから、今まで以上に努力して対応してほしい。
- 障害年金業務は、更に改善を進めていかなければならないと認識しており、障害者の意見も踏まえつつ、検討を進める。
分かりやすい情報提供については、制度自体が難しいことから限界はあるが、引き続き努力してまいりたい。
- 外部委託に関する評価が上がったことを評価している。
今般の税制改正により婚姻歴のないひとり親世帯も控除対象となったことで、機構から書類を何件発送したのか。
また、機構だけではなく、厚労省、政府全体としてだが、年金制度をどのように分かりやすく伝えるか、また分かりやすくしていくかが課題だと思う。
- 老齢年金受給者に対し、翌年の年金からの税控除を確定するため、扶養親族等申告書を送付しており、今年度は約 820 万件送付した。
また、ご指摘のとおり、ひとり親世帯に対しても税制改正の内容を分かりやすくまとめて案内し、専用ダイヤルも設けている。さらに、

一定時期を過ぎた際には提出状況を確認し、再勧奨を行う予定。その際、機構が把握している情報の中で新しい控除の対象となる方がいれば、それを取り込み再勧奨する。

- 厚生年金保険等の納付猶予特例・特例改定が適用された事業所の被保険者の場合、ねんきん定期便にはどう反映され、どう対応するのか。
併せてコロナ禍の中、年金セミナーをどのように実施するのか、年金委員の組織をどのように活用することを検討しているのか。
また、コールセンターの応答率について、応答できなかった方が32.8%もいることから、メールで相談できるような仕組みを検討してほしい。
- 厚生年金保険等の特例随時改定が適用された場合は、ねんきん定期便にその適用内容を反映した標準報酬月額が記載されることになる。
- 年金セミナーについては上期はほとんど開催できていないが、下期は各学校に構築されているリモート環境を活用しての実施、Web会議ツールを活用しての実施、セミナーの動画媒体を各学校へ送付することによる実施を検討している。
年金委員の活用については、今年度は具体的な活動をお願いしにくい状況だが、年金委員の任命数は増加できるよう引き続き努力してまいりたい。また、メールでの年金相談の仕組みについては、急ぎ検討を進めている。
- 年金事務所における年金相談については、機構設立時に電話相談や郵便、インターネット等に主力を移し、対面での年金相談は減っていく前提だったと思うが、実際の対面の年金相談件数は減っているのか。
- 年金相談件数は、ピーク時は約600万件弱あったが、今は410万件であり、減っている。相談ブース数についても、ピーク時は約1,800件あったが、現在は約1,600件まで減っている。インターネットを通じた裁定請求については、インターネット環境に年金個人情報はどう載せるかという問題と本人認証の問題があるため、仕組みを検討している。
- C評価がなくなったことは非常に良かったと思う。A評価を維持することはもちろん大事だが、機構の業務内容を踏まえると、B評価を着実に維持し続けていくことが重要と思う。引き続きご尽力いただきたい。

〔議題②〕

その他として、

事務処理誤り等(平成31年4月分～令和2年3月分)の年次公表について

- ICT化を適切に進めていくとともに、人為的誤りが生じないように、人員体制の強化を図ってほしい。

(以上)